

## 任意継続組合員加入申出手続について

### 1 任意継続掛金について

#### (1) 掛金の算出方法

算出方法は次のとおりです。ただし、介護掛金は40歳以上65歳未満の方のみが対象です。

##### 令和8年度任意継続掛金（月額）

- ① 標準報酬月額※×短期掛金率0.0932
- ② 標準報酬月額※×介護掛金率0.01576
- ③ 標準報酬月額※×子ども・子育て掛金率（仮称）0.0023
- ④ ①+②+③=任意継続掛金（月額）

※ 標準報酬月額は、次のいずれか少ない額になります。

ア 退職時の標準報酬月額（退職時の標準報酬月額が変更された場合、任意継続掛金を追徴又は還付する場合があります。）

イ 410,000円（令和7年9月30日における全組合員の平均標準報酬月額）

※ 上記の掛金率は令和8年2月時点での予定であり、令和8年度の掛金率は令和8年3月に決定されます。

※ 令和8年3月30日以前退職者は、令和8年3月分掛金（令和7年度）及び令和8年4月以降分掛金（令和8年度）を払い込みいただきます。

#### (2) 掛金の払込・支払方法

次ページの表を参照し、選択してください。年度途中で変更することはできないため、慎重に選択してください。

ア 掛金の払込方法・・・口座振替払いと払込取扱票払いがあります。どちらかを選択してください。ただし、口座振替払いを選択した場合、支払方法は毎月払いのみとなります。口座の残高不足や払込みの遅延に御注意ください。

イ 掛金の支払方法・・・払込取扱票払いを選択した場合には、支払方法を選択してください。毎月払い又は前納（半年払い・一年払い）から選択してください。

#### (3) 令和9年度分の掛金額等

掛金率及び平均標準報酬月額は、原則として年度ごとに見直しがされるため、令和9年度分の掛金額は変わることがあります。ただし、任意継続掛金は退職時の標準報酬月額を基に算出されるため、原則として令和8年度分の掛金が大幅に減額されることはありません。

### 2 給付金等振込口座について

給付金（一部負担金払戻金等）の支給は、組合員本人名義の個人口座に振り込むことによって行います。

(1) 銀行又はゆうちょ銀行が指定できます（両方を指定することはできません。）。

(2) 口座振替払いを選択した方については、自動引落し口座とは別の口座を指定することもできます。

(3) 給付金等振込口座を現職時のものから変更する場合は、該当口座の預金通帳又はキャッシュカード（金融機関名・支店名・口座番号・本人名義の分かる箇所）の写しを添付してください。

給付金等振込口座	
銀行	日本国内に営業店舗のある金融機関の本人名義であれば指定できます。 銀行、信用金庫、商工中金、信用組合、労働金庫、農林中金、農協、漁協のいずれであってもできます。普通預金、当座預金又は貯蓄預金が指定できます。
ゆうちょ銀行	本人名義の貯金通帳（記号が1から始まるものに限ります。）の口座が指定できます。 ごく一部の古い口座には、「送金機能付き」ではない口座（1件当たり100万円を超える送金の自動受取りができるない口座）があります。送金の可否については、最寄りの郵便局へ直接お問い合わせください。

### 3 問合せ先

- (1) 加入申出、被扶養者に関する事・・・給付貸付課資格担当 03-5320-6826
- (2) 掛金、払込みに関する事・・・福利厚生課経理担当 03-5320-6822
- (3) 医療費、給付金に関する事・・・給付貸付課短期給付担当 03-5320-6827

令和8年3月30日以前退職者  
令和8年2月9日～申出

## 掛金の払込方法及び支払方法

掛金の払込方法		掛金の支払方法（令和7年度・令和8年度分）									
<p><b>口座振替払い</b></p> <p>みずほ銀行の本人名義口座（普通又は当座預金）から自動引落しをする方法です。みずほ銀行以外の銀行（ゆうちょ銀行を含む。）は指定できません。 手数料はかかりません。</p> <p>① 口座を開設しているみずほ銀行に「預金口座振替依頼書」を提出してください。 みずほ銀行での口座確認の際、「任意継続組合員申出書」に口座確認印を受けてください。</p> <p>② 毎月25日（みずほ銀行が休日の場合は翌営業日）に、指定の口座から翌月の掛金を引き落とします。</p> <p>③ ただし、初回の2か月分（令和8年3・4月分）は払込取扱票により払い込みいただきます。 したがって、令和8年5月分を令和8年4月25日から引落しを開始します。</p>	<p><u>口座振替払いは毎月払いのみ</u></p>	<p><b>毎月払い（割引なし）</b></p>	<p>掛金（月額）を、毎月支払う方法です。 口座振替払い又は払込取扱票払いがあります。 払込期日については、「任意継続組合員加入申出手続について」（組合員配布資料）P8～10を参照してください。</p>								
<p><b>払込取扱票払い</b></p> <p>銀行（ゆうちょ銀行を含む。）の窓口で、払込取扱票により支払う方法です。 所定の手数料がかかります（ただし、みずほ銀行での払込みには手数料がかかりません。）。</p> <p>① 加入時に払込取扱票（令和7年度分及び令和8年度分）をお渡しします。 令和9年度分の払込取扱票は、令和9年3月に自宅宛てに郵送します。</p> <p>② 払込取扱票に印字された払込期日までに払い込んでください。</p>	<p>→</p>	<p><b>前 納（割引あり）</b></p> <p><b>半年払い 割引率約1%</b></p> <p><b>一年払い 割引率約2%</b></p>	<table border="1"> <tr> <td>令和8年3月31日までに書類到着</td> <td>令和8年4月1日以降に書類到着</td> </tr> <tr> <td>令和8年4月分掛金から割引適用</td> <td>令和8年5月分掛金から割引適用</td> </tr> <tr> <td>令和8年3月31日までに書類到着</td> <td>令和8年4月1日以降に書類到着</td> </tr> <tr> <td>令和8年4月分掛金から割引適用</td> <td>令和8年5月分掛金から割引適用</td> </tr> </table>	令和8年3月31日までに書類到着	令和8年4月1日以降に書類到着	令和8年4月分掛金から割引適用	令和8年5月分掛金から割引適用	令和8年3月31日までに書類到着	令和8年4月1日以降に書類到着	令和8年4月分掛金から割引適用	令和8年5月分掛金から割引適用
令和8年3月31日までに書類到着	令和8年4月1日以降に書類到着										
令和8年4月分掛金から割引適用	令和8年5月分掛金から割引適用										
令和8年3月31日までに書類到着	令和8年4月1日以降に書類到着										
令和8年4月分掛金から割引適用	令和8年5月分掛金から割引適用										